有価証券報告書の訂正報告書

本書は、ＥＤＩＮＥＴ（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

トーカロ株式会社

(E01443)

目　　次

【表紙】 ・・・

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月４日
【事業年度】	第56期(自 平成18年４月１日　至 平成19年３月31日)
【会社名】	トーカロ株式会社
【英訳名】	TOCALO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　町垣　和夫
【本店の所在の場所】	神戸市東灘区深江北町四丁目13番４号
【電話番号】	078－411－5561(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　太田　義人
【最寄りの連絡場所】	神戸市東灘区深江北町四丁目13番４号
【電話番号】	078－411－5561(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　太田　義人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年６月22日に提出いたしました第56期(自 平成18年４月１日　至 平成19年３月31日)有価証券報告書の記載事項につきまして、一部に訂正(記載漏れによる追加)を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部　【企業情報】

第４　【提出会社の状況】

６　【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6)　　＜省略＞

(7) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8)～(9)　　＜省略＞

(訂正後)

(1)～(6)　　＜省略＞

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。

③ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の規定に基づき、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(8)～(9)　　＜省略＞